方針等を具体的に記載すること。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下b及び18aにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間連結会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。また、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c　［略］

⑽　事業等のリスク

a　当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑽及び⑾において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下bにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c　［略］

⑾　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)及び(b)に掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(c)に掲げる事項を含めて記載すること。

(a)　当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同期との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同期との比較に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較して記載することができる。

また、当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意⑽ａ(g)における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

［(b)・(c)　略］

［削る。］

具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c　［同左］

⑽　事業等のリスク

a　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。cにおいて同じ。）において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（⑾ａ(d)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c　［同左］

⑾　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑾において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)及び(b)に掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(c)及び(d)に掲げる事項を含めて記載すること。

(a)　当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同期との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同期との比較に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較して記載することができる。

［(b)・(c)　同左］

(d)　「２　事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善